

杵築市いじめ防止基本方針

平成30年4月

杵 築 市
杵築市教育委員会

杵築市いじめ防止基本方針

目次

はじめに	・・・・・・・・・・	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項		
1 いじめ防止対策推進法制定の意義	・・・・・・・・・・	1
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	・・・・・・・・・・	1
3 いじめの定義	・・・・・・・・・・	2
4 いじめの理解	・・・・・・・・・・	4
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方	・・・・・・・・・・	5
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項		
1 市（市教育委員会を含む）が実施すべき施策	・・・・・・・・・・	8
2 市教育委員会が実施すべき施策	・・・・・・・・・・	1 1
3 学校が実施すべき施策	・・・・・・・・・・	1 2
第3 重大事態への対処		
1 市教育委員会又は学校による調査	・・・・・・・・・・	1 7
2 市教育委員会又は学校による対処	・・・・・・・・・・	1 8
3 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長による再調査及び措置	・・	2 1
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する事項		
1 いじめの防止等のための対策に関する重要事項	・・・・・・・・・・	2 2

杵築市いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。また、いじめの問題は、今日の社会状況の著しい変化の中で、複雑化・多様化し、インターネットを通じて行われる等新たな課題も生じてきました。

杵築市では、これまで、いじめの根絶を目指し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて様々な取組を推進してきました。また、平成25年4月1日「教育立市」を採択し、地域の宝である子どもたちの健やかな成長と自己実現に向け、家庭・学校・地域の三者がお互いに手をたずさえながら子育てをしていく決意を宣言しました。

平成25年9月にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第12条で地方公共団体に対して、いじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されたことを受けて、杵築市では、本市におけるいじめの防止等のための対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、「杵築市いじめ防止基本方針」（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定しています。

法附則第2条第1項には、この法律の施行後3年を目途として、検討が加えられるとされており、このたび、国の基本方針が改訂されたことから、本市の基本方針を改定する。

第1 杵築市いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

法第3条に示されているように、いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むこ

とができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

市いじめ防止基本方針は、いじめの問題への対策を地域総ぐるみで進めることを基本におきながら、いじめ防止の措置として、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対応、保護者及び地域並びに関係機関等との連携についての基本的な方針や具体的取組を示す。

また、昨今大きな社会問題となっているインターネットやメール等をめぐる問題や重大事態への対応についての基本的な方針や具体的取組を示す。

さらには、いじめ防止に対する取組の実行とその点検、検証、改善の方法を示す。

いじめ防止対策推進法（抜粋）

（いじめ防止基本方針）

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

大分県においても国の基本方針が改定されたこと、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されたことを受けて、「大分県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を一部 改定した。（平成29年10月）

杵築市立学校は、県の基本方針、市いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校基本方針」という。）を定める。

3 いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理

的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- (2) いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。
- (3) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校の「いじめ対策組織」を活用して行う。
- (4) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- (5) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- (6) 行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合（本人が悪口等を知らない）も、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、適切な対応が必要である。
- (7) いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。悪意がなかった場合、そのことを十分加味して対応する必要がある。（例えば好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合）

◇（具体的ないじめの態様）（例）

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 身体や動作について不快なことを言われる
 - ・ 方言、言葉遣い、発音等について執拗に真似される
 - ・ 存在を否定される
 - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる など
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・ 遊びやチームに入れてもらえない
 - ・ 席を離される など

- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 強弱を問わず身体を叩かれたり、触っていないふりをされたりする
 - ・ 殴られる、蹴られるが繰り返される
 - ・ 遊びと称して格闘系の技をかけられる など
- ④ 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 脅かされ、お金等を取られる
 - ・ 靴に画鋸やガム、ゴミ等を入れられる
 - ・ 写真や鞆、靴等を傷つけられる など
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ 万引きやかつあげ等、法に触れる行為を強要される
 - ・ 大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・ 教師や大人に対して暴言を吐かせられる など
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ インターネット上の掲示板、ブログ等に恥ずかしい情報を載せられる
 - ・ いたずらや脅迫のメール等が送られる
 - ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから故意に外される など

(8) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報することが必要なものも含まれている。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取る必要がある。

4 いじめの理解

- (1) いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」である。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査（平成28年6月）の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。
- (3) 本市のいじめの態様では「冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が全体の5割を占め、その加害者が「いじめ」であるとの認識が乏しい中で行

われている。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（１） いじめの防止

いじめ防止対策推進法（抜粋）

（いじめの禁止）

第４条 児童等は、いじめを行ってはならない。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、児童生徒に対し、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあってもいじめは、いじめる側が悪いということを明快かつ毅然とした態度で示す必要がある。

さらに、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進し、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる魅力ある学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

◇いじめを受けている児童生徒に見られる心理状態

- ・ 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない（告げ口をしたとして）更にいじめが深刻になるのではないかな等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言えない。
 - ・ 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりする。
 - ・ 「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
 - ・ ストレスや欲求不満の解消をほかの児童生徒に向けることがある。
- 等の心理状態を踏まえた対処が必要である。

◇いじめを行った児童生徒の原因や背景

- ・ いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを

行う。

- ・ 自分がいじめのターゲットにならないように、いじめに加わることがある。
- ・ いじめられている側にも原因、問題があると考え、いじめの行為を正当化することがある。
- ・ 学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、児童生徒のストレスのはけ口の手段としていじめが発生する。
- ・ 相手の人権への配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことなどによりいじめが発生する。

等の心理状態を踏まえつつ、校内学校いじめ対策委員会組織等を活用して、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる必要がある。

いじめ防止対策推進法（抜粋）

（保護者の責務等）

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、子どもの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身につけさせ、他者を思いやる心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。

また、いじめの背景にある、子どもたちが抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、日頃から悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めその改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も大切である。

これら学校や保護者の取組に加え、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、学校・家庭・地域が一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

（2） いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめ解決への迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりす

るなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童生徒が無意識に出しているささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したり、躊躇したりすることなく、個人面談や情報収集を行い積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、家庭における早期発見に向けた関わりができるよう、保護者への啓発を行うとともに、学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査等によって、常に児童生徒の状況を把握する体制づくりに努めなければならない。また、児童生徒が困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりや教育相談、24時間子供SOSダイヤル等の電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して幅広く情報収集するなど、市民総ぐるみで児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、教職員が連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

また、保護者や市教育委員会への連絡・相談、事案に応じ、福祉や警察等の関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 家庭や地域との連携について

いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しくなっていることから、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。

そして、いじめの解決に向けた取組、ねらいを明確にするとともに、個人情報やプライバシーの保護に留意しながら、全ての大人が「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ち、いじめの問題について学校と地域、家庭とが連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、学校や市教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、そのためには、平素から学校や市教育委員会と関係機関の担当者窓口との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが

必要である。

また、重大ないじめ事案に必要な支援を行うため、「学校問題解決支援会議」¹の積極的な活用やスクールサポーター等をはじめとした関係機関との情報交換、連携を図るほか、医療機関などの専門機関や法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒及び保護者へ適切に周知したりするなど、関係機関による取組と連携することも重要である。

脚注 1：「学校問題解決支援会議」は、P 9 を参照

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 市(市教育委員会を含む)が実施すべき施策

(1) 杵築市いじめ・不登校対策委員会の設置

いじめ防止対策推進法（抜粋）

(いじめ問題対策連絡協議会)

第 1 4 条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講じるものとする。

① いじめ・不登校対策委員会の設置

市は、法第 1 4 条第 1 項に基づき、いじめの防止等に向けて、地域の関係機関・団体等が連携した取組ができるよう、関係する機関及び団体等の代表者等で構成する「杵築市いじめ・不登校対策委員会」（以下「いじめ・不登校対策委員会」という。）を設置する。

② いじめ・不登校対策委員会の構成員

いじめ・不登校対策委員会は、スクールカウンセラー、社会福祉士、児童相談所、民生児童委員、人権擁護委員、学識経験者など必要と認められる機関及び団体並びに市教育委員会、学校教育支援センター関係者、学校の代表等で構成する。

③ いじめ・不登校対策委員会の役割

いじめ・不登校対策委員会では、いじめ・不登校の防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、以下の事項について、情報共有及び協議等を行う。

- ア 市の基本方針に基づく各団体等の取組状況
- イ いじめに関する地域の現状や課題
- ウ いじめの防止等に向けた効果的な取組
- エ いじめの防止等に向けた団体間の連携
- オ 市の基本方針に基づく取組の検証と市の基本方針の見直し 等

(2) 杵築市学校問題解決支援会議の設置

いじめ防止対策推進法（抜粋）

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な機関を置くことができるものとする。

法第14条第3項及び第28条第1項に基づき、条例の定めるところにより、市いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策の在り方や実効性を高めるための機関であるとともに、学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うために、市教育委員会に杵築市学校問題解決支援会議（以下「学校問題解決支援会議」という。）を設置する。

① 学校問題解決支援会議の設置

市教育委員会の附属機関として、市が設置する学校におけるいじめの防止対策の実効的実施といじめの重大事態の調査等、また、いじめをはじめとした様々な要望や要求のうち、学校が単独でその対応に苦慮する事案に対し適切な対応及び支援を行うことを設置目的とする。

② 学校問題解決支援会議の構成

学校問題解決支援会議には、弁護士、医師、臨床心理士のほか、学識経験者等専門的な知識及び経験を有する第三者や市教育委員会等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。

③ 学校問題解決支援会議の機能及び役割

- ・ 市教育委員会の諮問に応じ、市の基本方針に基づくいじめ防止等のための調査研究、有効な対策を検討するための専門的知見から支援を行う。
- ・ 市教育委員会の要請に基づき、本市が設置する市立学校におけるいじめその他の問題に関する相談を受け、第三者として支援及び当事者間の関係を調整するなど、問題の解決を図る。
- ・ 本市が設置する市立学校におけるいじめの事案について、学校からいじめの報告を受け、法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。
- ・ 法第28条に規定する重大事態に係る調査を学校の設置者として市教育委員会が行う場合、この会議を調査の組織とする。
- ・ 本会議において調査及び支援等を行った事案については、その調査及び支援等の

内容を市教育委員会及び市長に報告するものとする。

(3) 再調査のための機関

① 再調査機関の設置

学校または市教育委員会が行ったいじめの重大事態の調査結果について、市長が必要があると認めた場合に再調査を行うため、法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づく再調査を行うための機関を設置する。

② 再調査機関の構成

弁護士、医師、臨床心理士及び学識経験者等で構成する。

(4) 基本的施策

いじめの防止等のための基本的施策については、市は次の観点から実施するものである。

① 財政上の措置等（法第10条関係）

- ・ 市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

② いじめに関する通報及び相談体制の整備（法第16条第2項関係）

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、「24時間子供SOSダイヤル」、「ネットいじめ相談窓口」、市教育委員会や学校教育支援センターの相談窓口を域内の関係者に周知する。

③ 学校、家庭、地域社会、関係機関及び民間団体等との連携（法第17条及び第19条関係）

- ・ いじめ・不登校対策委員会を設置し、関係機関や地域との連携により、学校におけるいじめ事案に対処する取組が効果的かつ円滑に進められるよう支援する。

④ 教職員の研修の充実、生徒指導に係る体制の充実（法第18条第1項関係）

- ・ 実態に応じた教職員研修の充実させる。
- ・ 心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処のために学校に助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保に努める。

⑤ いじめ防止等のための調査研究の推進等（法第20条関係）

- ・ いじめの未然防止のための実践事例や、いじめ事案への具体的対処事例の集積と分析を進め、学校現場にフィードバックすることで各学校における取組を支援する。

⑥ いじめが児童生徒に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動（法第21条関係）

⑦ 市の基本方針の内容の点検と見直し

- ・ 市の基本方針に位置づけた施策・措置の取組状況について点検し、国及び県の基本方針の改定や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行う。

⑧ 重大事態への対処

- ・ 法第28条第1項に定める「重大事態」発生の報告を受け、対処又は同種の事態

の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、市教育委員会又は学校による調査の結果について再調査を行うことができ、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

- ・ 調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

⑨ 学校に対する必要な指導、助言又は援助を行う

- ・ 学校から要請があった場合は、学校問題解決支援会議や県教委と連携して生徒指導支援チーム等を派遣要請するなど必要な措置を講ずる。

2 市教育委員会が実施すべき施策

(1) いじめの未然防止のための措置（法第15条及び第19条第1項関係）

- ・ いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域間の連携の強化、その他必要な体制を整備する。
- ・ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教諭、養護教諭その他の教職員を配置し、生徒指導並びに教育相談に係る体制等の充実を図る。
- ・ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験的活動を踏まえた人権教育等の充実を図る。
- ・ 様々な人々との関わりの中で社会性や思いやり、助け合い、支え合いなど豊かな人間性を育むため、地域交流や職場体験、あいさつ運動、ボランティア活動等の充実を図られるよう支援を行う。
- ・ 児童生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、かつ、効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。
- ・ 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるよう「芯の通った学校組織推進プラン」に基づき、学校マネジメントを担う体制の整備を図るよう支援する。

(2) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- ・ 定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談等によるいじめに関する情報の把握と取組内容の点検を行い実態把握に努める。
- ・ 児童生徒、保護者並びに教職員がいじめに係る相談ができる体制を整備する。
- ・ 県教育センター相談窓口や24時間子供SOSダイヤル、ネットいじめ、相談窓口、市教育委員会、学校教育支援センターその他各種相談窓口の周知を図る。
- ・ いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう教職員の研修の実施や県教育委員会作成の「いじめ問題対応マニュアル」（平成25年5月）の活用など資質能力の向上に向けた必要な措置を行う。

(3) 関係機関との連携（法第17条関係）

- ・ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校評議員、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築するための取組を行う。

(4) いじめに対する措置

- ・ いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通して、教育相談技能等の資質能力の向上を図る。
- ・ 心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーなどのいじめの防止を含む教育相談に応じる者を確保、配置する。
- ・ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、当該児童生徒及びその保護者に対する支援や指導を適切に行うことが出来るようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

(5) 学校評価及び教職員評価の留意点

- ・ 学校評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等ができる学校を評価するよう留意する。

また、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むよう、必要な指導助言を行う。

- ・ 学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（環境づくり、事案対処マニュアルの実行、定期的なアンケート、個人面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、必要な指導助言を行う。
- ・ 教職員評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を行う教職員を評価するよう、教職員評価への必要な指導・助言を行う。

3 学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法（抜粋）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

法第13条では、全ての学校に対し、いじめの防止等のための基本的な方針又は県や市の基本方針を参酌して、自らの学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うか等の基本的な方向性や、取組内容について、「学校いじめ防止基本方針」として定めることとなっている。

（2） 学校いじめ防止基本方針の内容

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定にあたっては、保護者や地域の方々の参画を願い、「いじめの防止と早期発見」「学校がどのような児童生徒を育てようとするのか」「教職員は何をするのか」「保護者や地域はどう協力するのか」「関係機関との連携」等地域と連携協力したものとするほか、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒がいじめ防止等について主体的かつ積極的な参加が確保できるように努める。
- ・ 各学校は、策定した「学校いじめ防止基本方針」を学校のホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、入学時や各年度の開始時に児童生徒、保護者等に説明する必要がある。

（3） いじめの未然防止のための取組（法第15条及び第19条第1項関係）

- ・ 全ての児童生徒を対象に「いじめは重大な人権侵害に当たり決して許されない」という意識の醸成を図り、いじめを生まない学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成など具体的措置を講じる。
- ・ 地域交流、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通じて、自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を構築する態度など道徳性・人権意識を育む取組により、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、誰もが活躍できる機会や自己有用感、充実感を感じられる学校生活、風土づくりを推進する。
- ・ いじめに対してはやし立てたり面白がったりする「観衆」や、暗黙の了解を与える「傍観者」にならず勇気を持っていじめを止め、いじめをゆるさない集団作りに取り組む。
- ・ 教職員の資質向上のための研修会の実施により、児童生徒が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期に把握し、積極的ないじめの認知に努める。
- ・ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、児童生徒との信頼関係の構築に努め、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ いじめが「発生してから対応する事後対応」から「問題が発生しにくい環境を醸成

する未然防止」という考えの下、全ての児童生徒の健全な社会性を育むことにより、被害者を守るという意味の未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止対策を推進する。

(4) いじめの早期発見のための取組（法第16条関係）

- ・ 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち学校においては、日頃から児童生徒の日常の行動や生活の様子に目を配り、見守りや観察を行うとともに、児童生徒との信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号などのサインを見逃さないように注意を払う。
- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知するように努める。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制、環境を整え、いじめの実態把握に努める。
- ・ 児童生徒からの相談や聴き取りについて、児童生徒が希望する教職員やスクールカウンセラー等が対応できる体制の構築に努める。
- ・ 保護者が、児童生徒がいじめを受けていると疑われる様子がある時に、相談するための学校における相談窓口を設け、その周知を行う。

(5) いじめに対する措置（法第23条関係）

- ・ 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。
- ・ 特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し、懲戒処分の対象となり得る。
- ・ 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報は適切に記録する。
- ・ 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、関係機関・専門機関との連携の下で必要な指導や支援を継続的に行い、保護者に対しては誠意ある対応を心がけ、説明責任を果たす。
- ・ いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、当該行為が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど適切かつ毅然とした指導を行う。また、当該児童生徒の家庭環境や人間関係などによるストレス、いじめ行為に至った背景を把握のうえ再発防止措置を図りつつ、いじめの状況に応じて、心理的孤立や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、指導計画による指導（出席停止等を含む措置）のほか、警察等との連携による措置も含めた指導、助言、支援を行う。

- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること
心理的又は物理的な影響を与える行為が、少なくとも3か月間継続して止んでいること。
 - ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認し、苦痛を感じていないと認められること。
- ・ いじめが解消したと見られる場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察し、適宜適切な指導と支援を行う。

(6) 関係機関との連携（法第17条関係）

- ・ 「学校と警察の連絡制度」を積極的に運用するとともに、警察官経験者であるスクールサポーター等を通じて警察との情報共有を図るほか、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得ながら、児童生徒の早期の立ち直り支援に努める。
- ・ 児童生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ・ 県教育センター教育相談部、24時間子供SOSダイヤル、ネットいじめ相談、法務省「子どもの人権110番」、学校教育支援センターなど学校以外の相談窓口について周知や広報を継続して行う。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童生徒や保護者に対し、企業やNPO等との連携による情報モラル講習や啓発活動を行う。
- ・ 保護者や地域住民の学校運営への参画を促し、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで問題解決する仕組みづくりを推進する。
- ・ 地域で子どもを見守り育てる輪を広げるため、地域交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や地域の文化芸能等の行事等を通じて地域の方々とふれあいコミュニケーション能力を高める機会を増やす。
- ・ いじめを行った児童生徒に対し教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校は所轄警察署と相談して対処する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(7) ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成（法第19条関係）

- ・ 「情報」等の授業を通じて、これからの情報化社会の中で生きていくために必要な情報を発信する責任や自ら情報の必要性を判断する能力を身につける情報モラル教育、情報リテラシー教育の充実を図る。また、専門的な知識を持った業者等の協力を得ながら、様々な場面を使って、SNS等の利便性やその裏に潜む危険性、ネットによるいじめ等のトラブルへの対処法等についての学習を推進する。

- ・ 教職員は、アンケート調査や教育相談等の機会を利用し、児童生徒のSNS等の利用実態やその中での人間関係の積極的な把握に努め、些細な兆候や情報であっても、いじめに関わる内容を把握した場合は、情報の共有を図り、ネット上のいじめが顕在化しにくいという特性を十分に理解した上で、通信事業者等と連携を図りながら、関係する児童生徒に対する指導を適切に行う。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等に対しては、問題の箇所を印刷、保存する等の措置を行った後、被害の拡大を避けるため、削除等の措置を講じる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

(8) 学校におけるいじめの防止等のための組織

いじめ防止対策推進法（抜粋）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめの事案に迅速、的確に対処するため、法第22条に基づき、校内に、学校いじめ対策組織を常設する。なお、組織の名称は学校の判断による。

② 組織の構成員

- ・ 組織の構成員は、学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、校長以下複数の教職員のほか、心理・福祉の専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー者やスクールサポーターなどの外部専門家が参加する構成とする。
- ・ 対応するいじめの事案に応じて構成員を追加等するとともに、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または利害関係を有しない第三者とすること。

③ 具体的な組織の役割

学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための対策等に関する取組の中核的な役割は以下のとおりとする。

ア 学校いじめ防止基本方針の策定及び方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成及び実行・検証・修正

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、進捗状況の確認や、いじめへの対処がうまくいかなかった事例等をPDCA（Plan（計画）、Do（実行）、Check（確認）、Action（行動））サイクルで検証する。
- ・ 組織を機能させるにあたり、適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるように構成員による全体会議と関係者会議等の役割分担を行う。
- ・ 組織における複数の教職員については、学校の実情に応じて決定し、個々のいじめへの対処にあたり関係の深い教職員を追加する等柔軟な対応を行う。

イ いじめの相談及び通報への対応

- ・ 児童生徒や保護者、地域住民等がいじめの相談や通報が容易にできるよう、窓口や手順、方法等を明確にする。

ウ いじめや児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録及び情報の共有

- ・ 些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを一人の教職員が抱え込むことなく組織に報告・相談のうえ、集積された情報は、個々の児童生徒ごとに記録化し、複数の教職員が個別に認知した情報等を集約のうえ共有化を図る。

エ いじめ事案に対応するための会議の開催

- ・ いじめの疑いに係る情報があった時は緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有と支援の体制、対応方針の決定を行う。

オ いじめを受けた・行った児童生徒に対する指導及び支援並びに保護者との連携

- ・ 関係ある児童生徒への事実関係の聴取と指導、支援並びに保護者に対する情報提供と連携を図る。

第3 重大事態への対処

1 市教育委員会又は学校による調査

(1) いじめの重大事態の発生と調査

いじめ防止対策推進法（抜粋）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

学校に在籍する児童生徒が、いじめを受けて重大事態（法第28条第1項の規定による重大事態をいう。以下同じ。）に陥った場合、学校は、市教育委員会及び市長に、

重大事態の発生について報告するとともに、市教育委員会または学校は、重大事態に対し、同種の事態の発生の防止に資するため、できるだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) 重大事態の意味について

- ① 「いじめにより」とは、法第28条第1項各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめによることを意味する。
- ② 「生命、心身または財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、例えば、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 児童生徒が自殺を企図した場合・ 身体に重大な傷害を負った場合・ 金品等に重大な被害を被った場合・ 精神性の疾患を発症した場合 |
|---|

などが想定される。

- ③ 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も市教育委員会または学校の判断により重大事案と認識する。
- ④ 児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと捉え、報告・調査等にあたる。

2 市教育委員会又は学校による対処

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、市立学校は市教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

なお、市教育委員会は、重大事態が発生した場合は、市長のほか、重大事態の対処に向けた支援、助言等を迅速に行うため県教育委員会に報告する。

(2) 事実関係を明確にするための調査

① 調査の趣旨及び調査主体について

- ・ 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするか判断する。
- ・ 学校が主体となって調査を行う場合、市教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。
- ・ 市教育委員会が主体となって行う場合とは、学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合をいう。

② 調査を行うための組織について

ア 学校が調査主体となる場合

- ・ 法第22条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施する。
- ・ 外部から専門的知識、経験等を有し、かつ、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係、利害関係を有しない第三者により構成される調査組織により、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・ 市教育委員会は、必要に応じて学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行う。

イ 市教育委員会が調査主体となる場合

- ・ 市教育委員会が行う調査は、市教育委員会の下に重大事態の調査組織（学校問題解決支援会議）を設置して行う。
- ・ 市立学校で発生した重大事態について、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、市教育委員会は県教育委員会に必要な協力を要請する。

③ 調査の実施

- ・ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。
- ・ 調査にあたり、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するもので、当該調査が、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- ・ 調査を実効性あるものとするため、市教育委員会・学校がたとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行うものとする。
- ・ 市教育委員会または学校は、学校問題解決支援会議等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、原則として在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への適切な指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・ いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、学校生活が落ち着いて送れるよう復帰への支援や学習支援等を行う。
- ・ 調査を行うにあたり、事案の重大性を踏まえ、教育委員会及び学校法人が、より積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携した対応に当たる。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴き取り、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査は、原則として、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査により行う。

ウ 自殺の背景調査における留意事項

- ・ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- ・ 調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・ 遺族が、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案し、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの調査期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておく。
- ・ 資料や情報は、時間の経過に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報をより多く収集し、それらの信頼性、信憑性の吟味も含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・ 学校が調査を行う場合は、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行い、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要でありWHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

エ 大分県こころの緊急支援活動チーム（C R T（Crisis Response Team））の派遣依頼

- ・ 自殺事案が発生した学校に対し、精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師、看護師等からなる学校C R Tの派遣を依頼する。
- ・ 「学校C R T」は、一個人や一家族の危機ではなく、学校の危機に対応するチームとして、心の健康危機（トラウマ）、精神的被害の広がりをくい止めるために最大3日間を限度として、二次被害の拡大防止とこころの応急処置を行う。

オ その他留意事項

- ・ 法第23条第2項に基づき、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じた学校において重大事態であると判断した場合、そのみで重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない

い場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じ新たな調査を行うこととする。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

- ・ 事案の重大性を踏まえ、学校において必要やむを得ず緊急避難措置として他の学校への転学等の措置を行う場合は、就学校指定の変更や区域外就学等の弾力的な連携・対応などの支援措置を行う。
- ・ 重大事態が発生した場合、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあることから、市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報の適切な提供

- ・ 学校または市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかとなった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、適時・適切な方法により説明する。
- ・ 情報の提供にあたり、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供するものとする。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう留意する。
- ・ 質問紙調査の実施により得られた調査結果は、いじめられた児童生徒又は保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

- ・ 市立学校で発生したいじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、また、市教育委員会が実施した調査結果は、直接市長に報告する。
- ・ 市教育委員会が設置する学校で発生したいじめの重大事態の調査結果は、市長に報告するとともに、県教育委員会に報告する。
- ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長に送付するものとするが、事前に市教育委員会又は学校は、その旨を児童生徒又は保護者に伝えるものとする。

3 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長による再調査及び措置

(1) 再調査の実施

- ・ 重大事態の報告を受けた市長は、法第30条第2項の規定及び法第31条第2項の規定により、報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について改めて調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。
- ・ 再調査を行う機関は、専門的な知識または経験を有し、かつ当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者とし、当該調査の公平性・中立性を図り、その構成員は、職能団体や大学、学会からの推薦等による弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。
- ・ 調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう留意する。
- ・ 再調査結果についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・ 市立学校の場合は、市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
市立学校について再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を講じ、その結果を議会に報告する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は、市いじめ防止基本方針の策定から3年を目途として、国及び県の動向等を勘案して、市の基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果について必要な措置を講じる。

市・市教育委員会は、市の基本方針について公表し、また、学校は、学校基本方針について策定状況を確認し、公表する。